

# 港南中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定  
令和6年3月22日改定

## 1 いじめの防止等に向けた基本的な考え方

いじめは行ってはならない、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも起こり得ることであり、学校・行政機関・家庭・地域が一体となって継続的に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめの根絶を目指していく。

### (1) いじめの定義

いじめとは、平成25年の「いじめ防止対策推進法第2条」において、

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

と規定されている。法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けた生徒の立場」で判断することが示されている。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

生徒をはじめ、生徒を支える関係者が次に掲げる「いじめ防止等に向けての基本理念」について共通認識を図り、教育活動全般を通じていじめ防止等の取組を推進していく。

- いじめは、どの集団、どの学校、どの生徒にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- 生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」を大切にした教育活動を展開し、いじめをしない、させない、許さない心を育む。
- いじめの防止は、学校・行政機関・家庭・地域など、生徒の成長を支える関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき重要な課題である。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成

いじめ防止について、学校全体で組織的に取り組むことができるように、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成メンバーは次の通りとする。

校長 副校長 教務主任 生徒指導専任 各学年主任 生徒指導主任 養護教諭  
※ 必要に応じて、関係教職員、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- 月に1回以上、定期的を開催する。
- いじめを認知した場合には直ちに委員会を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ① 未然防止対策

- ・生徒の主体的な取組の推進
- ・道徳教育、人権教育の効果的な推進
- ・積極的な生徒指導の推進
- ・いじめ防止に関する広報活動（HPへの公表、学校だより等）の推進

#### ② 早期発見・事案対処

- ・いじめやその疑い、問題行動に関する情報の収集や記録
- ・いじめに関連して、事実関係の把握、迅速な情報の共有、集約
- ・いじめに関連して、支援・指導体制の方針、保護者への対応の決定
- ・教育委員会への報告・連携、外部機関との連携

### ③取組の検証

「港南中学校いじめ防止基本方針」に基づいて、

- ・いじめ防止等に向けた年間計画を作成し、P D C Aサイクルで検証を行い、取組の改善
- ・いじめ防止等に関わって、校内研修会の企画と運営の推進

## 2 いじめを防止するための基本的な方向性

### (1) 未然防止

「いじめが起こらない学校づくり」を目指し、いじめの未然防止に取り組んでいく。

- いじめはどの集団にも起こり得るという認識をもって、集団の状況把握や一人ひとりの生徒理解に努めるとともに、情報の共有を大切にする。
- 生徒の誰もが安全に安心して、心豊かに生活できる学校を目指します。そのために、生徒一人ひとりの「居場所づくり」と生徒同士の「絆づくり」を大切にされた教育活動を進め、生徒の自己肯定感を高めることを大切にする。
- 人権教育や道徳教育、体験的な活動等の充実を図り、豊かな心を育てるとともに、いじめについての正しい認識・理解を深める。また、いじめを助長しない・許容しない雰囲気作りを大切にする。
- 生徒が主体的にいじめに関する取組を進めることができるように指導、支援を行う。
- 学校運営協議会や懇談会、説明会、学校だよりやホームページ等で、いじめに関する情報や指導方針等について積極的に情報提供に努め、共通理解を図る。

### (2) 早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめの認知を進めていく。大人の目が届かないところでいじめが潜在化しないように、日頃より生徒や保護者、地域の方々との信頼関係の構築に努め、情報共有し早期発見・早期対応につなげる。

- 生徒の相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケート・個別面談の実施、日常の相談活動を充実させるなど、学校全体で生徒の状況把握に努める。
- 生徒個人や集団の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないように、またいじめを起こさせないように努める。
- ケータイやスマホ、ネット等でのいじめは学校ではほとんど見えず潜在化する可能性が大いにある。気が付いた生徒や家庭からの情報提供がたいへん重要になる。

### (3) 早期対応

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、指導、支援を進める。些細な兆候や懸念、生徒からの訴えがあった場合には、問題を軽視することなく早期に適切な対応をとる。直ちに、いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的に迅速な対応につなげる。

- 被害生徒の不安や悩み、苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を進める。
- 被害生徒を徹底して守り通す観点から、いじめにつながる言動についてはいかなる理由や背景があろうとも毅然とした対応をとる。
- 加害生徒が相手の苦しみや痛みを理解し、そこに思いを寄せることができるように、また事の重大性を認識できるようにていねいに指導を進め、再発させないようにする。
- 関係生徒の保護者に事実関係を伝え、説明するとともに、今後の対応や指導について協議する。
- 当事者だけの問題に止めず、集団全体の課題としても指導を進める。

### (4) ネット上のいじめへの対応

ネットの特殊性や危険性について十分に理解できるように最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めていく。家庭から十分な協力が得られるように適切に情報を発信していく。

- 学校での指導だけでは限界があり、家庭と緊密に連携・協力し、双方で指導を進めていくことが必要である。必要に応じて、警察等の専門機関との連携を進めていく。
- 生徒はケータイやスマホをもつことの怖さを十分に理解することが必要である。また、家庭はそれを持たせることについて、保護者としての役割を果たすことができるように家庭でのルールや約束づくりが必要である。
- 情報機器の進歩により、新たな課題が生まれることについて関心をもつ必要がある。

#### (5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### 【いじめ解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめを受けていた生徒に対するケア、定期的な面接、保護者との情報共有、連携を学級担任や学年職員等を中心に進める。
- 当該生徒について、教科担任、部活動顧問等から情報を学年主任が集約する。
- 学年主任は、当該生徒についての状況を学校いじめ防止対策委員会に定期的に報告する。
- いじめが「解消している」かどうかの判断は、学校いじめ防止対策委員会で判断する。
- 「解消している」と判断された後も、引き続き当該生徒の見守り活動を継続していく。

#### 4 いじめ防止に関する具体的な取組

##### (1) 未然防止に関する具体的な取組

- 教育活動全体を通して、未然防止に関する取組が推進されるように全体計画を作成する。特に、人権教育や道徳教育、体験的な活動の充実を図ります。また、道徳科の授業を効果的に活用する。
- 生徒指導の機能を生かした授業改善を進め、確かな学力が身に付くように、また授業の中で生徒一人ひとりの「居場所づくり」につながるように「出番がある授業」の実現に努める。
- 全ての教育活動で、生徒一人ひとりに豊かな心や自己肯定感を育むことができるように「自信がもてる教育活動」の実現に努めるとともに、生徒同士の「絆づくり」を大切にする。
- 「みんなの笑顔を守りたい」をテーマにした生徒会のいじめ根絶に向けての取組や、「港南中人権宣言」についての生徒の主体的な取組を指導、支援する。
- ケータイやスマホ、インターネット等の取扱について、日頃より注意喚起に努めるとともに、全校での講習会を計画的に実施し情報モラルの向上を図る。
- いじめ防止に関する学校の取組について、説明会や懇談会、学校だより等を通じて情報を発信し保護者の理解と協力を積極的に求めていく。

##### (2) 早期発見に関する具体的な取組

- 日頃より生徒との信頼関係に努めるとともに、職員同士の情報共有を密にし、生徒の見守りを組織的に行い、生徒の変化や危険信号を見逃さないようにする。
- いじめ防止に向けての道徳の授業、講習会、生徒会活動、集会、アンケート調査、教育相談等を有機的に関連付け、生徒がいじめを訴えやすい環境、早期発見できる教職員体制を整える。
- ネット上で行われるいじめについては、家庭との協力体制のもと平日日頃より状況の把握に努める。

##### (3) 早期対応に関する具体的な取組

- いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を中心として迅速に対応する。また、教職員全体で情報を共有し、共通理解を図った上で、被害生徒に

寄り添った対応を進めていく。

- 被害生徒を徹底して守り通すとともに、生徒の状況に応じて継続的なケアに努める。
- 加害生徒については、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、事の重大性を理解させるとともに、再発防止に向けて適切に指導を行う。さらに、加害生徒の状況に応じて継続的な指導、支援に努める。
- 当該生徒の保護者との情報共有と協力体制の構築に努めながら、対応を進める。
- いじめが暴行や傷害、恐喝等の犯罪行為にあたる場合や、身体や財産に重大な被害がある場合には、被害生徒を確実に守ることができるように警察等の関係機関、専門機関との連携を積極的に図ります。

#### (4) 教職員の研修

- いじめについて、未然防止・早期発見・早期解決に関する研修を計画的に進め、組織的な対応や指導、支援を進められるようにする。
  - ・生徒理解に関する力量を高める研修
  - ・組織的な対応力・指導力を高める研修
  - ・法の確実な運用を図るための研修
  - ・事例研修

#### (5) 学校運営協議会等の活用

- 学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業等において、いじめの問題など、学校が抱える課題について積極的に情報提供し、地域の教育力も生かして課題解決ができるように努める。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条にはいじめの重大事態が次のように定義されている。

##### 【いじめの重大事態の定義】

次の2つを「重大事態」と捉える。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態の報告・調査

重大事態と思われる案件(疑いも含めて)が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告する。さらに、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対応を進めるとともに、再発防止も視野においてその案件に関わる「調査」を実施する。

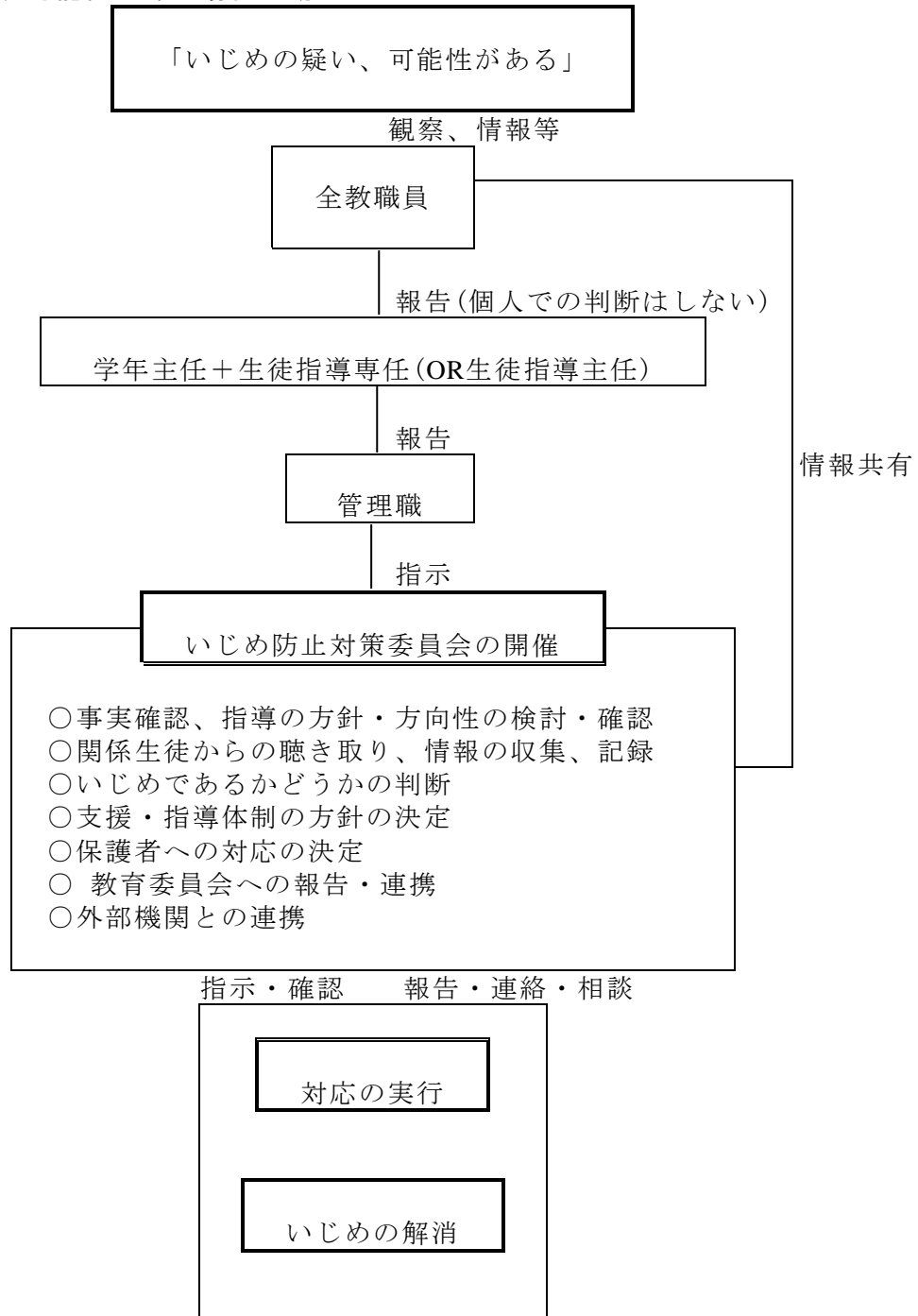
#### (3) 当該生徒・保護者への報告

当該生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。被害生徒やその保護者の心情や意向を十分に踏まえた対応を進める。また、加害生徒やその保護者については事の重大性を理解してもらうとともに、再発防止に向けて保護者の協力のもと加害生徒の変容を図る。また、状況に応じて警察等の関係機関、専門機関との連携を図る。

6 取組の年間計画

月	いじめ防止に向けての取組			学校行事
	全 体	生徒会	教職員	
4	○教育相談1 ○学校説明会等で「学校いじめ防止基本方針」の周知	○生徒会ORや全校集会で港南中人権宣言やその取組の周知 ○生徒委員会で人権宣言に関する取組の検討	○生徒指導研修 ○いじめ防止対策委員会	1学期始業式 入学式 生徒会OR 部活動OR 部活動保護者説明会 授業参観 懇談会 学校説明会
5	○いじめに関するアンケート1	○生徒総会で各委員会の取組予定報告	○いじめ防止対策委員会 ○学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」説明・承認	1年校外学習 2年自然教室
6	○サイバー犯罪防止講演会 ○YPアセスメント実施	○子ども会議への参加	○いじめ防止対策委員会 ○学家地総会で「学校いじめ防止基本方針」周知 ○地区懇談会 ○学校運営協議会1	授業参観 進路説明会 1学期定期テスト 全校集会(部結団式) 3年修学旅行
7	○いじめに関するアンケート2		○いじめ防止対策委員会	個人面談 1学期終業式
8	○人権作文(夏休み学習課題)	○子ども会議の報告	○いじめ防止研修会 ○いじめ防止対策委員会	2学期始業式
9	○教育相談2		○いじめ防止対策委員会 ○人権週間実施要項検討	体育祭 2学期中間テスト
10	○いじめに関するアンケート3	○児童生徒交流日に生徒会の取組報告	○いじめ防止対策委員会	3年進路説明会 文化祭
11	○人権標語の作成 ○YPアセスメント実施		○いじめ防止対策委員会 ○学校評価アンケート	3年進路予備面談 1・2年授業参観・学級懇談会 2学期期末テスト
12	○人権週間に関する学習 ○いじめに関するアンケート4	○学校運営協議会2で生徒会役員より取組報告	○いじめ防止対策委員会 ○いじめ防止研修会 ○学校評価(自己評価) ○学校運営協議会2	生徒会役員選挙 個人面談 2学期終業式 (1年職業講話) (2年職業体験)
1	○教育相談3		○いじめ防止対策委員会 ○学校評価(組織)	3学期始業式
2	○YPアセスメント実施		○いじめ防止対策委員会 ○学校運営協議会で学校評価(学校関係者評価) ○学校運営協議会3	3年学年末試験 1・2年授業参観・学年懇談会 1・2年学年末テスト
3			○いじめ防止対策委員会 ○学校評価(最終報告)	卒業証書授与式 修了式

## 7 いじめの疑い、可能性がある場合の動き



## 8 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて学校評価を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて、学校いじめ防止基本方針を見直しを検討し、必要な措置を講じる。

## 9 参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」(横浜市教育委員会 平成29年10月改定)
- (2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)